する同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。
発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10%以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第３条第１項及び第４条第２項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

4　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

5　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。

6　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

7　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

8　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

9　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　報告者の属性」欄中「⑴　報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

10　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「５　その他の事項」欄に記入すること。

11　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

12　「１　発行会社」欄中「⑴　名称及び証券コード」欄について、発行会社が上場会社等である場合において、「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「⑵　取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、証券コードを記載することで、「１　発行会社」欄中「⑵　本店の所在地」から「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。

13　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

14　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称及び証券コード」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

15　「２　取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「⑴　取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下